

会社は誰のもの③大戸屋の場合

創業者の急死で企業内紛

定食店「大戸屋ごはん処」をチェーン展開する大戸屋ホールディングス。その実質的な創業者である前会長・三森久実氏の急逝に端を発する同社の内紛が注目されています。

三森久実氏は生前、自身が会長に退き、従兄の窪田氏を代表取締役社長に譲りましたが、(平成27年6月)長男の智仁氏を常務取締役に取り立てていました。智仁氏は当時26歳で、まだ若い智仁氏への繋ぎとして窪田氏に経営を移譲したようで、智仁氏を後継者にしたいという意向があったようでしたが、現経営陣に体制に移行した直後の急逝でした。まさかその後、現経営陣と遺族との間で内紛がおこるとは、予想できなかったでしょう。

争点は智仁氏の処遇と久実氏の功労金

内紛の争点は、智仁氏の処遇です。窪田社長は、告別式から2日後に智仁氏に打診した人事を、昨年11月、正式発表したのですが、それが智仁氏を常務から取締役に降格し、香港事業部長として赴任させるというものでした。智仁氏は、これに反発し、2月に退社しました。

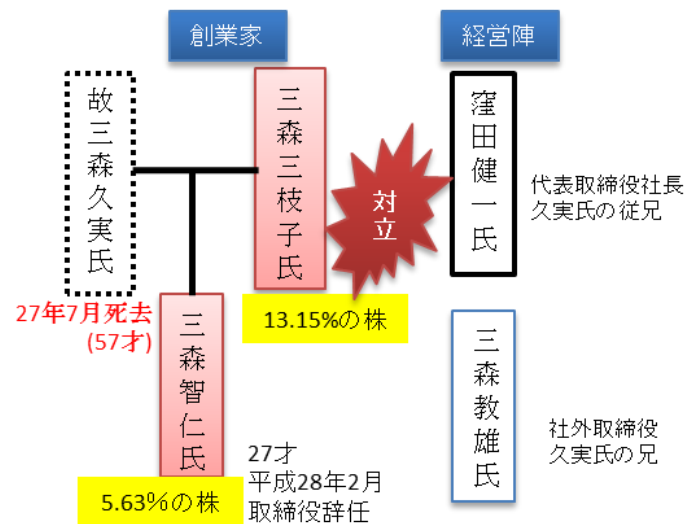
もう一つの争点は、故久実氏に対する功労金の抛出问题です。28年3月には筆頭株主だった久実氏の株式を妻の三枝子氏が13.15%、智仁氏が5.63%を相続したことで、約8億円の相続税が発生することになりました。会社側(経営陣)は、「自社株買いで株を買わせて欲しい」と持ちかけましたが「株売却より、まずは功労金の道筋をつけるのが先だ」と創業家側は主張、何度か行われた両者間の調停は不調に終わりました。

実はこの功労金と相続税の問題が、今後の紛争の勝敗を決める重要な鍵を握ると思われます。

智仁氏は「今回の人事案について納得しておらず、9月の臨時株主総会の開催を目指したい」としており、新たな人事案を株主に問うようです。会社側と創業家が多数派工作を行う委任状争奪戦となる可能性もあり、この内紛は長期化する可能性があります。

一方で会社側はそういった動きを察知しつつ、表だって動かずに持久戦を望んでいる節があります。創業家はいざ相続税のための8億円程度の借入金を返済しなくてはならず、そのために保有株の一部を手放すとみているようです。現在の創業家側の保有比率も18%超と、影響力は限定的で、臨時株主総会では創業家の株主提案は否決される見込みなのです。

しかし、この内紛が長期化してフランチャイズ・オーナーの離反等が起こるような、経営や株価への悪影響が心配されます。会社は経営陣や大株主だけのものではないのですが。



株主提案権とは

株主が株主総会の議題や議案を提案できる権利。公開会社(取締役会設置会社の場合)においては、総株主の議決権の100分の1以上にあたる株式または300個(300単元。定款で引き下げが可能)以上を6ヵ月前から有する株主は、株主総会の8週間前(定款で引き下げが可能)までに取締役に書面で議題の提案を要求でき(会社法303)、会社は株主総会招集通知に提案された議題を記載しなければならない。